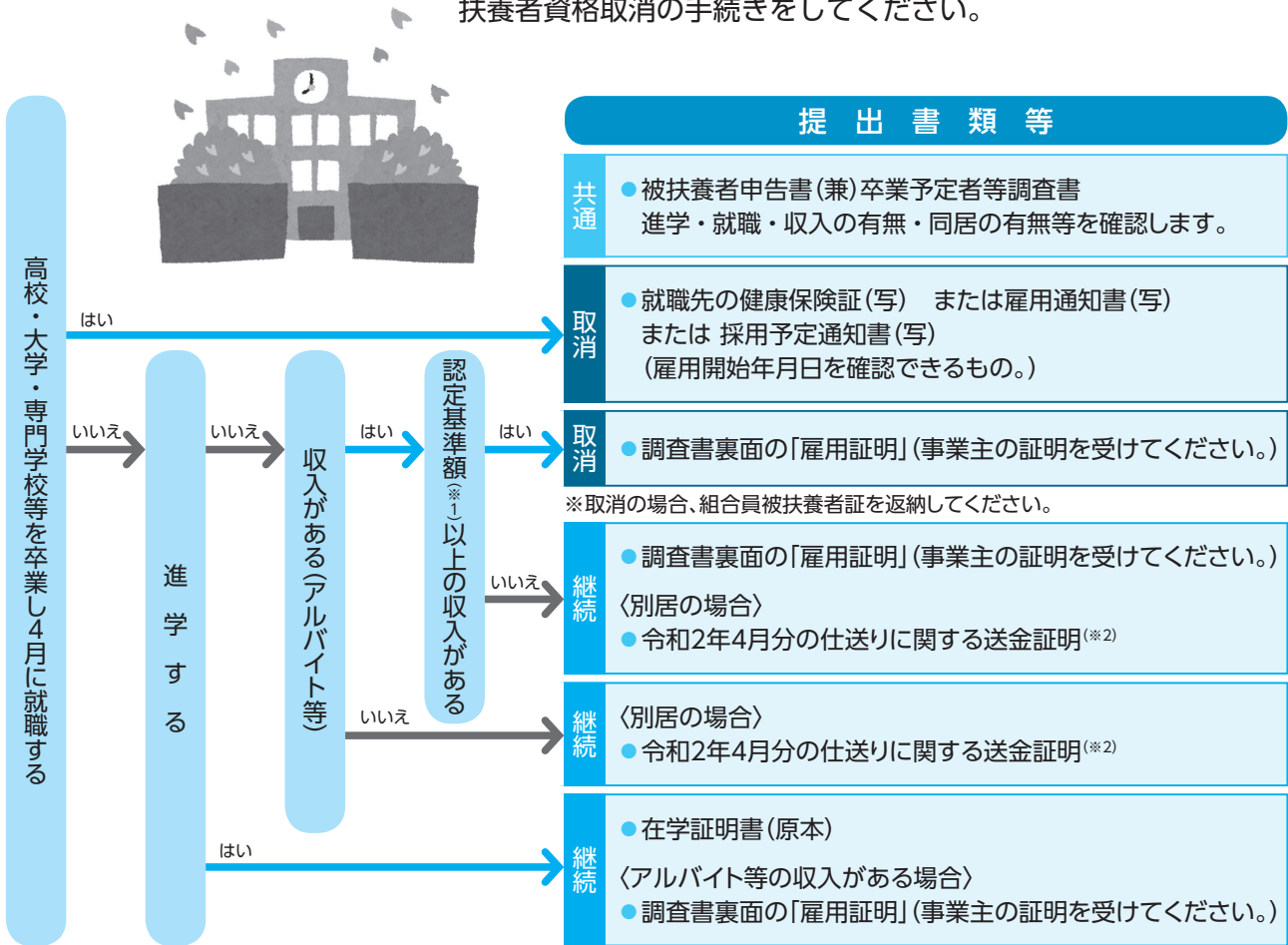


# 被扶養者資格調査にご協力ください

令和2年3月に高校・大学・専門学校等を卒業される被扶養者の方を対象に、被扶養者資格調査を実施します。組合員の方は共済事務担当課をとおして、任意継続組合員の方には自宅へ郵送にて調査書を配付しますので、必要書類を整備のうえ提出してください。

また、今回調査対象ではない方についても、就職や収入が増えたことにより被扶養者資格を満たさなくなった場合には、必ず被扶養者資格取消の手続きをしてください。



※1 年額130万円(月額108,334円)  
給与収入が年額130万円未満であっても、3ヵ月連続または3ヵ月平均で月額108,334円以上となった場合は被扶養者資格取消となります。  
なお、学生の場合は3ヵ月連続で108,334円以上となった場合のみ被扶養者資格取消となります。

※2 銀行等の預金通帳(写)、振込受領書(原本)およびATMの利用明細書(原本)等  
振込依頼人(組合員)と受取人(被扶養者)の氏名、送金日、送金額が確認できる書類。  
(預金通帳(写)の場合は、表紙と送金額および受取人の記載があるページを添付してください。)

## お願い

遠方に住む被扶養者の方には早めにご連絡いただき、指定する期日までに必要書類(在学証明書・雇用通知書等)を提出できるようご協力をお願いします。

また、資格が継続となる被扶養者の給料明細書(アルバイト等をしている場合)や送金証明(別居している場合)等は、いつでも提出できるよう大切に保管しておいてください。

## こんなとき… どうなる？

**Q** 4月1日付けで就職しますが、研修期間があり、健康保険の適用は7月1日からになります。健康保険が適用になるまでは被扶養者資格を継続できますか？(研修期間中は月給5万円)

**A** 就職時から将来に向かって恒常的に収入を得ることが予測できますので、就職日である4月1日に取消となります。  
就職先の健康保険が適用になるまでは、国民健康保険に加入することになります。

**Q** 4月1日から働くことになりましたが、雇用期間が決まっており、健康保険の適用もありません。被扶養者資格を継続できますか？(雇用期間:4月1日から9月30日まで 月給:11万円)

**A** 雇用契約の内容が認定基準額<sup>(※1)</sup>以上であるため、雇用開始日の4月1日から取消となります。

**Q** 3月に大学を卒業しますが、実家には戻らずアルバイト(月額8万円程度)をしながら就職活動を行う予定です。仕送りはありませんが家賃・光熱費等を親(組合員)が負担します。このような場合、被扶養者資格を継続できますか？

**A** 家賃・光熱費等を組合員が負担していても、毎月の定期的な仕送りが送金証明<sup>(※2)</sup>により確認できない場合は被扶養者資格取消となります。

**Q** 在学中に奨学金を受け取ることになりましたが、奨学金とアルバイト収入を合わせると認定基準額<sup>(※1)</sup>以上の収入となります。被扶養者資格を取り消さなければいけませんか？

**A** 奨学金は、学資金として支給・貸与されるもので、被扶養者を判定する際の収入には含めないため、アルバイト収入が認定基準額未満であれば引き続き被扶養者となります。  
ただし、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金や司法修習生に貸与される修習資金については、月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供と考えられるため収入に含めます。

令和2年  
4月から

## 被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されます

令和2年4月1日から、被扶養者として認定するための要件に**国内居住要件**が加わります。

この改正は、既に被扶養者として認定を受けている方も対象となりますので、下記を参照いただき、要件を満たさない方がいる場合は、令和2年4月1日をもって被扶養者資格を取り消しますので共済事務担当課まで届出をお願いいたします。

### 国内居住要件とは？

住民票が日本国内にある方は、原則として国内居住要件を満たすものとします。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していない等、明らかに日本での居住実態がない場合は国内居住要件を満たさないものと判断します。

### 国内居住要件の例外

住民票が日本国内にない場合でも、次に掲げる一時的な海外渡航を行う方については、日本国内に生活の基礎があると認め、国内居住要件の例外として取扱います。

- ①外国に留学する学生
- ②外国に赴任する組合員に同行する方
- ③就労以外の目的(観光、保養、ワーキングホリデーまたはボランティア活動等)で一時的に海外に渡航する方
- ④組合員が外国に赴任している間に当該組合員と身分関係が生じた方で②と同等と認められる方
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方